

微細構造解析プラットフォームの利用規程

(趣旨)

第1条 大阪大学ナノテクノロジー設備供用拠点設置要項第7条の規定に基づき、微細構造解析プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請及び承認)

第2条 プラットフォームを利用しようとする者は、あらかじめ所定の様式によりナノテクノロジー設備供用拠点管理運営委員会（以下「委員会」という。）に利用申請を行い、その承認を得なければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による申請を受理した場合において、当該申請が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。
- 3 プラットフォームの利用形態は、委託事業とする。

(支援利用負担金)

第3条 プラットフォームの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表の当該プラットフォームの利用に要する費用（以下「利用負担金」という。）を納付しなければならない。

(請求)

第4条 プラットフォーム利用負担金は、月の初日から末日までの1ヶ月を単位として集計し、半年毎に請求を行う。

- 2 プラットフォームの利用期間が終了した場合は、前項にかかわらずその翌月に請求を行う。
- 3 プラットフォーム利用期間を1年と設定した場合の利用負担金は、利用開始月に請求を行う。

(通知)

第5条 前条の規定に基づくプラットフォーム利用負担金の請求は、利用者に請求書を送付して行う。

(支払)

第6条 利用者は、プラットフォーム利用負担金を指定する期日までに本学が指定する金融機関口座に振り込まなければならない。

- 2 プラットフォーム利用負担金を振り込む際の振込手数料は、利用者の負担とする。

(利用上の注意)

第7条 利用者は、本学の秩序の維持及び施設、研究設備・機器の保全に留意しなければならない。

(利用承認の取り消し等)

第8条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、第2条第2項の承認の取り消し又は利用を停止させることができる。

- (1) 利用者がこの取扱要領に違反し又はプラットフォームの利用に重大な支障を生じさせたとき。
- (2) 指定する期日までにプラットフォーム利用負担金が振り込まれなかつたとき。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は重大な過失によりその利用に係る施設や研究設備・機器を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年9月10日から施行し、平成24年7月2日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年11月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表 プラットフォームにかかる利用負担金

| 利用形態 | 利用者機関 | 利用負担金 | |
|--------------------------------------|-----------|----------|-------------|
| | | 1件／日 | 1件／年 |
| 機器利用 技術補助 技術代行 技術相談 共同研究 | 大学・公的研究機関 | 32,000 円 | — |
| | 民間企業等 | 64,000 円 | 1,000,000 円 |

(別表注記)

1. プラットフォームによる委託事業は支援内容や成果の公開を条件とする。
2. 利用負担金は、1申請課題当たりとする。
3. Thermo Fisher Scientific 製 FIB-SEM Scios 2、および日立製 FIB FB-2000 については、ガリウムイオン源の消耗品費用として、使用時間 1 時間当たり 1,000 円を別途徴収する。
4. 民間企業等における 1 年間の利用負担金については、利用開始月が年度途中の場合、月割りにすることができる。